

2015(H27).9/26改定

現会則	旧会則
会 則	会 則
時代を拓く税理士の会	時代を拓く税理士の会
(名 称)	(名 称)
第1条 本会は、「時代を拓く税理士の会」(略称を「拓く会」とする。)と称する。	第1条 本会は、「時代を拓く税理士の会」(略称を「拓く会」とする。)と称する。
(目 的)	(目 的)
第2条 本会は、健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立するために、誠実かつ適切な人材を擁立支援し、もって広く会員の総意を集約する新しい時代にふさわしい税理士業界の実現を図ることを目的とする。	第2条 本会は、健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立するために、誠実かつ適切な人材を擁立支援し、もって広く会員の総意を集約する新しい時代にふさわしい税理士業界の実現を図ることを目的とする。
(事 業)	(事 業)
第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため、税理士会の役員候補の選考、推薦及び選挙支援に必要な施策を実施するとともに、 <u>人材の育成、研修会の開催、情報の収集提供、会員相互の交流、親睦又は意見の交換に関する日常活動を行う。</u>	第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため、税理士会の役員候補の推薦及び選挙支援に必要な施策を実施するとともに、 <u>研修会の開催、情報の収集提供、会員相互の交流、親睦又は意見の交換に関する日常活動を行う。</u>
(事務局)	(事務局)
第4条 本会は、東京都内に事務局を設置する。	第4条 本会は、東京都内に事務局を設置する。
(会 員)	(会 員)
第5条 本会は、本会の目的に賛同する税理士をもって構成し、維持会費を負担する会員をもって組織する。	第5条 本会は、本会の目的に賛同する税理士をもって構成し、維持会費を負担する会員をもって組織する。
(組 織)	(組 織)
第6条 本会は、 <u>東京税理士会が定める支部を単位とする組織及び東京税理士会会則別表に掲げる支部の集合体で構成する地区の組織(ブロック)を有する統一した組織とする。</u>	第6条 本会は、税理士会が定める支部を単位とする組織及び別表第1に掲げる支部の集合体で構成する地区の組織を有する統一した組織とする。
2 本会は、第3条に定める事業の執行を分掌する部会のほか、税理士会の役員又は支部長その他の職能を基準に構成する部会を設けることができる。	2 本会は、第3条に定める事業の執行を分掌する部会のほか、税理士会の役員又は支部長その他の職能を基準に構成する部会を設けることができる。
(役 員)	(役 員)
第7条 本会に次の役員をおく。	第7条 本会に次の役員をおく。
(1) 会 長 1 名	(1) 会 長 1 名
(2) 副 会 長 10名以内	(2) 副 会 長 10名以内
(3) 常任幹事 26名以内	(3) 常任幹事 若干名
(4) 幹 事 48名	(4) 幹 事 若干名
(5) 監 事 2名又は3名	(5) 監 事 2名又は3名
2 役員任期は2年とし、会員総会で選任する。	2 役員任期は2年とし、会員総会で選任する。
3 役員選任及び業務の執行に関する事項は、この会則に定めるもののほか、必要に応じて会員総会で定める。	3 役員選任及び業務の執行に関する事項は、この会則に定めるもののほか、必要に応じて会員総会で定める。
4 前各項に定めるもののほか、本会事業の充実強化を図るために参事をおくものとし、本会又は税理士会の役員等の経験者のうちから、 <u>常任役員会</u> の議を経て選任する。	4 前各項に定めるもののほか、本会事業の充実強化を図るために参事若干名をおくものとし、本会又は税理士会の役員等の経験者のうちから、役員総会の議を経て選任する。
(会員総会)	(会員総会)
第8条 会員総会は、維持会費を負担する会員をもって構成する。	第8条 会員総会は、維持会費を負担する会員をもって構成する。
2 定時会員総会は、毎年9月に会長が招集し、臨時会員総会は、役員総会が必要と認めるとき又は4分の1以上の会員から要求があったとき開催する。	2 定時会員総会は、毎年9月に会長が招集し、臨時会員総会は、役員総会が必要と認めるとき又は4分の1以上の会員から要求があったとき開催する。
3 会員総会の議事は、出席した構成員の過半数により決する。	3 会員総会の議事は、出席した構成員の過半数により決する。
(役員会)	(役員会)
第9条 役員総会は、第7条第1項第1号から第4号に掲げる役員及び第4項に定める参事をもって組織し、本会の基本的な執行機関とする。	第9条 役員総会は、第7条第1項第1号から第4号に掲げる役員及び第4項に定める参事をもって組織し、本会の基本的な執行機関とする。
2 常任役員会は、第7条第1項第1号から第3号に掲げる役員をもって組織し、役員総会において委任された本会の日常業務に関する執行機関とする。	2 常任役員会は、第7条第1項第1号から第3号に掲げる役員及び第4項に定める参事をもって組織し、役員総会において委任された本会の日常業務に関する執行機関とする。
3 <u>幹事会は、第7条第1項第1号から4号に掲げる役員をもって組織し、本会と、各支部を単位とする組織との連絡協議機関とする。</u>	<u>新設</u>

2015(H27).9/26改定

現会則	旧会則
<p>4 分掌機関会議は、常任幹事としての部会長及び部会に所属する幹事によって構成し、所掌する業務の執行に関する協議機関とする。</p> <p>(選考会議) 第9条の2 第3条に定める税理士の役員候補の選考に当たって選考会議を設置し、役員候補者の選考に関する選考基準、選考方法等を策定し、役員総会の議を経て決定する。</p> <p>2 選考会議に議長を置く。議長は役員総会において選任する。議長は必要に応じて副議長を指名することができる。</p> <p>3 選考会議は、前項に定める議長(及び副議長)のほか、第7条第1項に定める会長、副会長及び、常任幹事並びに参事ののうちから議長が指名した者をもって構成する。</p> <p>4 選考会議の運営、実施の要領については別途定める。</p> <p>(支援対策会議) 第10条 本会に支援対策会議を設置し、東京税理士の役員候補者の選挙支援に必要な対策を構じるための組織的な活動を行う。</p> <p>2 支援対策会議に議長を置く。議長は第9条の2に定める選考会議の議長がこれに当たる。議長は必要に応じて副議長を指名することができる。</p> <p>3 支援対策会議は、前項に定める議長(及び副議長)のほか、第9条第1項に定める役員総会の構成員及び、第6条第1項に定める支部から推薦された委員をもって構成する。</p> <p>4 会議の運営、活動対策の要領その他の必要事項は、支援対策会議で策定し、役員総会の議を経て決定する。</p> <p>(顧問・相談役) 第11条 本会に顧問及び相談役をおき、本会の業務又は運営について意見を求めるものとする。</p> <p>2 顧問及び相談役は、役員総会の議を経て委嘱する。</p> <p>(会計) 第12条 本会は、会費、負担金、分担金及び寄附金をもって運営する。</p> <p>2 前項に定める会費は、維持会費及び賛助会費とし、維持会費は年額3,000円とする。</p> <p>3 賛助会費、負担金及び分担金の取扱その他の必要事項は、役員総会で定める。</p> <p>(事業年度) 第13条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。</p> <p>(会則の改廃) 第14条 この会則の改廃は、<u>会員総会</u>の議を経て行う。</p> <p>附 則 1. この会則は、本会の設立の日(平成16年9月22日)から施行する。 2. 本会の設立当初の役員は、第7条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から第1回の定期総会の終結の時までとする。</p> <p>附 則 1. この会則の改定規定(第7条第1項)は、平成17年9月10日から施行する。</p> <p>附 則 1. この会則の改定規定(第7条第4項、第9条第1項及び2項)は、平成18年9月26日から施行する。</p> <p>附 則 1. この会則の改定規定(第3条)は、平成20年9月27日から施行する。 1. この会則の改訂規約は、平成27年9月26日施行する。</p>	<p>3 分掌機関会議は、常任幹事としての部会長及び部会に所属する幹事によって構成し、所掌する業務の執行に関する協議機関とする。</p> <p>新設</p> <p>(支援対策会議) 第10条 本会に支援対策会議として、役員総会で選任する議長及び常任役員会の構成員のほか、第6条第2項に定める支部又は地区から推薦された委員で構成する合議体を設置し、税理士の役員候補の推薦及びその選挙支援に必要な対策を議じ、組織的な活動に対処する。</p> <p>2 会議の運営、活動対策の要領その他の必要事項は、役員総会で策定し、支援対策会議の議を経て決定する。</p> <p>(顧問・相談役) 第11条 本会に顧問及び相談役をおき、本会の業務又は運営について意見を求めるものとする。</p> <p>2 顧問及び相談役は、役員総会の議を経て委嘱する。</p> <p>(会計) 第12条 本会は、会費、負担金、分担金及び寄附金をもって運営する。</p> <p>2 前項に定める会費は、維持会費及び賛助会費とし、維持会費は年額3,000円とする。</p> <p>3 賛助会費、負担金及び分担金の取扱その他の必要事項は、役員総会で定める。</p> <p>(事業年度) 第13条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。</p> <p>(会則の改廃) 第14条 この会則の改廃は、<u>総会</u>の議を経て行う。</p> <p>附 則 1. この会則は、本会の設立の日(平成16年9月22日)から施行する。 2. 本会の設立当初の役員は、第7条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から第1回の定期総会の終結の時までとする。</p> <p>附 則 1. この会則の改定規定(第7条第1項)は、平成17年9月10日から施行する。</p> <p>附 則 1. この会則の改定規定(第7条第4項、第9条第1項及び2項)は、平成18年9月26日から施行する。</p> <p>附 則 1. この会則の改定規定(第3条)は、平成20年9月27日から施行する。</p>

選考会議運営要領

(前文)

この運営要領は、会則第9条の2の規定に基づき設置する選考会議の運営に関し、必要な事項について定める。

選考会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、会則第9条の2の規定に基づき設置する選考会議の運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(選考会議)

第2条 選考会議は、東京税理士会役員選挙にあたり、本会が推薦する立候補者を選考する基準及び方法等次の事項について協議、策定し、役員総会に図らなければならない。

1. 選考基準の作成
2. 推薦候補者数の決定
3. 立候補予定者又は立候補予定者を推薦しようとする者に対する推薦基準の策定
4. 立候補予定者及び他から推薦された立候補予定者の意思確認の方法
5. 立候補予定者数が推薦候補者数を超えた場合の選考方法の策定
6. 推薦候補者決定までのスケジュールの策定

(選考会議委員)

第3条 選考会議委員は会則第9条の2第3項に定める者とする。このうち、議長が指名する常任幹事及び参事については、常任役員会の承認を得なければならない。

2. 選考会議委員数は議長（副議長がある場合は議長及び副議長）のほか20名以上26名以内（副議長がある場合は19名以上25名以内）とする。
3. 委員長は議長がこれにあたり選考会議議長となる。
4. 委員に欠員が生じた場合は議長が補充者を指名し、常任役員会の承認を得なければならない。ただし、常任役員会の議を経て補充をしないこともできる。

(委員の義務)

第4条 委員は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た事項、情報を他に漏らしはならない。委員でなくなった後においても、また同様とする。

(議長の職務)

第5条 議長は、選考会議を代表し、その職務を総理する。

2. 副議長がある場合、副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは議長を代行する。

3. 副議長がない場合において、議長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりこれを代行する。

(議事の決定)

第6条 選考会議における議事の決定は、会議参加者の過半数以上の賛同をもって決定し、同数の場合においては、議長がこれを決定する。

(この要領の疑義の決定)

第7条 選考会議の運営等につき、この要領に定めのない事項又は定められた事項について疑義を生じたときは、常任役員会の定めるところによる。

(要領の変更)

第8条 この要領の変更については常任役員会の承認を経て行うものとする。

附則 (平成27年9月26日制定)